

刈谷市住吉町交差点における
インフラ協調システムのカメラ設置・運用要領

1 趣旨

この要領は、刈谷市住吉町交差点に設置するインフラ協調システムのカメラ（以下、「カメラ」という。）について、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

カメラは、見通しの悪い街路交差点の歩行者、自転車及び車両の存在を検知し、ドライバーへ通知することで事故防止に繋げるための検証用として設置するものである。なお、本実証にて取得したデータは、技術検証のみに使用する。

3 設置者等

(1) 設置者

株式会社デンソー まちづくり企画室

(2) 設置者は、カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。

管理責任者

株式会社デンソー モビリティエレクトロニクス開発部

取扱担当者

株式会社デンソー モビリティエレクトロニクス開発部

(3) 管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

イ その他画像の適切な取扱いに努め、目的以外の用途に使用しないこと

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、カメラを操作してはならない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

4 設置場所及び設置台数

(1) カメラ1式

刈谷市住吉町3丁目70番地先

刈谷市住吉町4丁目4番地先

5 カメラ設置の表示

カメラの撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、実証実験中であり、録画中であることが分かるプレート等を設置する。

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、本実験終了から1ヵ月間とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

画像データを記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は、やむを得ない事情がある場合を除き立ち入りを禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 苦情等の処理

カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。